

魅力ある買い物環境づくり支援事業費助成の概要

静岡県地域産業課商業まちづくり班

1 施策種別：県補助金

※事業主体が行う買い物環境の魅力向上に要する経費の一部を市町を通じて助成します。

2 事業主体（間接補助事業者）：

- ・商店街（法人・任意・商業者グループ等）
- ・特定会社（中心市街地活性化法第15条第1項第2号ロ）
- ・その他の地域民間団体
- ・商工会議所、商工会
- ・NPO法人、社会福祉法人

（県内を拠点として地域活動あるいは地域貢献に取り組む団体（法人・任意）で、知事が認めるもの）

3 交付先：市町（政令指定都市を除く）

4 補助率：補助対象経費の1/3以内（かつ市町補助額の1/2以内）

（想定される一般的な負担割合：県1/3、市町1/3、事業主体1/3）

5 1事業あたりの補助下限額：300千円

※補助対象経費の総額が900千円未満の事業には助成しません。

※1事業あたりの補助上限額は5,000千円ですが、費目により別途上限額があります。

6 事業内容：

商店街等と地域の団体との協働による特色ある空き店舗対策や、歩行者・来街者の利便性若しくは安全・安心又は環境に配慮した取組など、創意工夫により商店街における魅力ある買い物環境を創出する事業です。

- ＜実施例＞
- テイクアウト、テラス営業のための椅子やテーブル等の設置
 - Wi-Fiスポット配線工事やキャッシュレス決済対応店の看板設置
 - 安心・安全で快適な買い物空間をつくるためのアーケード整備及び改修
 - 空きスペース等を利用したアンテナショップ など

※修繕・補修など通常の維持管理に係る費用は補助対象としません。

※一過性のイベント的な事業は対象外です。

7 施設整備を行う場合の商業活性化事業（ソフト事業）の実施について

施設整備については、原則として、商店街等による商業活性化事業（ソフト事業）により商業の活性化が図られている区域に対して、更なる買い物環境の魅力向上を向上させることを目的としています。

そのため、施設整備を行う場合は、併せて商業活性化事業（新規・既存）を実施することにより、下記8の事業効果の目標達成を目指してください。

8 事業の効果目標について

事業の効果として、事業実施区域の複数店舗における「売上高の増加」又は「来店客数の増加」のいずれかを目標として選択してください。

⇒ 増加目標数値は計画書に記載。また複数店舗は3店舗以上が目安です。